平成２２年（フ）第７６３号
静岡県浜松市中区菅原町11番20号
債務者　油井美智子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４号
静岡県浜松市西区大平台３丁目２番21号　ライトハウス102
債務者　吉原　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
釧路市柳町11番３号　オレンジハウス３号室、住民票の住所釧路市柳町11番３号
債務者　羽田　償護
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時45分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４５号
釧路市川北町３番21号
債務者　オートガレイジライズこと　石塚　義保
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
釧路市川北町３番21号
債務者　石塚　直美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
釧路市南大通６丁目１番22号
債務者　小林ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
釧路市鳥取北５丁目10番６号
債務者　千葉　敏江
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７３号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目２番地１２Ｋ－３－６、住民票上の住所北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目２番地１
債務者　鈴木　園美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
釧路市鶴野東２丁目21番17号　シティフォーラム鶴
債務者　増田　憲一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目３番地３　オノコーポラス睦203号室
債務者　鹿又　栄子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
北海道釧路郡釧路町北見団地６丁目19番地　アップルハイツ101号室
債務者　安田　美治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
釧路市星が浦北２丁目１番42号
債務者　富坂　貞廣
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
島根県出雲市東福町118番地６　県営牧戸住宅３－333、前住所島根県出雲市平田町836番地１　ライツドミールＡ101
債務者　山本　恵梨（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１５１号
島根県出雲市高岡町86番地10
債務者　小林　政巳
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１５２号
島根県出雲市高岡町86番地10
債務者　小林美詠子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部